



島根県報

平成24年 4 月 24 日 (火)

第 2, 3 8 6 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	4
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(中 小 企 業 課)	4

【公 告】

開発工事に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	6
---------------	-------------	---

【特定調達公告】

財務会計システムの運用支援等に関する業務に係る随意契約の相手方等	(会 計 課)	6
----------------------------------	---------	---

【監査告示】

外部監査人補助者の専任		7
-------------	--	---

【正 誤】

平成21年 5 月 22 日 付 け 島 根 県 報 号 外 第 109 号 中	(道 路 維 持 課)	7
--	-------------	---

告 示

島根県告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年4月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
漢方松江女性クリニック・m i o	松江市朝日町498松江センタービル2F	平成24年4月1日
医療法人 さかね内科	浜田市殿町76-6	平成24年3月1日
岩田医院	仁多郡奥出雲町上阿井509-4	平成23年10月6日
岩田医院分院	仁多郡奥出雲町三沢397-3	平成23年10月6日
ウェルネス調剤薬局 橋南店	松江市西津田7丁目11-14	平成24年4月1日
コスモファーマ薬局今市店	出雲市今市町北本町三丁目5番26	平成24年4月1日
やまびこ薬局	大田市大田町大田イ47-1	平成24年4月1日
有限会社 大谷仁成堂薬局 松ヶ丘店	益田市高津4丁目24-8	平成24年4月2日

島根県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した次の指定医療機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成24年4月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
梶谷内科小児科医院	出雲市大津町519	平成24年4月1日
岩田医院	仁多郡奥出雲町上阿井509-4	平成23年10月6日
岩田医院分院	仁多郡奥出雲町三沢397-3	平成23年10月6日
さかね内科	浜田市殿町76-6	平成24年3月1日
大田産婦人科医院	大田市大田町大田イ377の1	平成21年8月21日
やまびこ薬局	大田市大田町大田イ47-1	平成24年4月1日
有限会社 大谷仁成堂薬局 松ヶ丘店	益田市高津4-15-18	平成24年4月2日

島根県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年4月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人社団	浜田市三隅町河内451番	居宅介護支援	ケアプランサービス	浜田市三隅町河内	平成24年4月1日

水澄み会	地 1		センターみずすみ	451番地 1	
(有) 齋藤アルケン工業	浜田市下府町327-119	居宅介護支援	ほほえみライフ居宅介護支援事業所	浜田市下府町327-119	平成24年 4 月 1 日
医療法人 江田クリニック	出雲市大津町260番地	通所リハビリテーション	えだくり通所リハビリテーション	出雲市今市町藤ヶ森2074	平成24年 3 月 7 日
医療法人 江田クリニック	出雲市大津町260番地	介護予防通所リハビリテーション	えだくり通所リハビリテーション	出雲市今市町藤ヶ森2074	平成24年 3 月 7 日
株式会社 しんわ	松江市東出雲町下意東761番地 1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム生馬の郷	松江市東生馬町386番地	平成24年 4 月 5 日
株式会社 しんわ	松江市東出雲町下意東761番地 1	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム生馬の郷	松江市東生馬町386番地	平成24年 4 月 5 日
医療法人 祐和会	松江市津田町313番地	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ユーミー	松江市津田町313番地	平成24年 4 月 11 日
医療法人 祐和会	松江市津田町313番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム ユーミー	松江市津田町313番地	平成24年 4 月 11 日
伝心堂株式会社	松江市古志原五丁目14番 5 号	福祉用具貸与	伝心堂 株式会社	松江市古志原五丁目14番 5 号	平成24年 3 月 30 日
伝心堂株式会社	松江市古志原五丁目14番 5 号	介護予防福祉用具貸与	伝心堂 株式会社	松江市古志原五丁目14番 5 号	平成24年 3 月 30 日
伝心堂株式会社	松江市古志原五丁目14番 5 号	特定福祉用具販売	伝心堂 株式会社	松江市古志原五丁目14番 5 号	平成24年 3 月 30 日
伝心堂株式会社	松江市古志原五丁目14番 5 号	特定介護予防福祉用具販売	伝心堂 株式会社	松江市古志原五丁目14番 5 号	平成24年 3 月 30 日
株式会社 コスモファーマ大阪	福島県郡山市桑野三丁目12番 2 号	居宅療養管理指導	コスモファーマ薬局今市店	出雲市今市町北本町三丁目 5 番26	平成24年 4 月 1 日
株式会社 コスモファーマ大阪	福島県郡山市桑野三丁目12番 2 号	介護予防居宅療養管理指導	コスモファーマ薬局今市店	出雲市今市町北本町三丁目 5 番26	平成24年 4 月 1 日

島根県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年 4 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
松江生協歯科診療所	松江生協歯科クリニック	松江市西津田 7 丁目14-21	平成24年 4 月 1 日

島根県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年 4 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
梶谷 文子	出雲市大津町519	居宅療養管理 指導	梶谷内科小児科 医院	出雲市大津町519	平成24年 4 月 1 日
梶谷 文子	出雲市大津町519	訪問看護	梶谷内科小児科 医院	出雲市大津町519	平成24年 4 月 1 日
梶谷 文子	出雲市大津町519	介護予防居宅 療養管理指導	梶谷内科小児科 医院	出雲市大津町519	平成24年 4 月 1 日
梶谷 文子	出雲市大津町519	介護予防訪問 看護	梶谷内科小児科 医院	出雲市大津町519	平成24年 4 月 1 日
岩田 貞男	仁多郡奥出雲町上阿井509 - 4	居宅療養管理 指導	岩田医院	仁多郡奥出雲町上 阿井509- 4	平成23年10月 6 日
岩田 貞男	仁多郡奥出雲町上阿井509 - 4	居宅療養管理 指導	岩田医院	仁多郡奥出雲町上 阿井509- 4	平成23年10月 6 日

島根県告示第280号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第 1 号の規定により告示する。

平成24年 4 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人 弥栄福祉会	特別養護老人ホーム 弥栄苑本館	浜田市弥栄町木都賀イ539- 1	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人 弥栄福祉会	特別養護老人ホーム 弥栄苑新館	浜田市弥栄町木都賀イ539- 1	平成24年 4 月 1 日

島根県告示第281号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年 4 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス大田店 大田市長久町長久字西ノ前イ587番 2 外 3 筆

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年12月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,655平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
65台 (建物西側及び南側)
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
20台 (建物南側)
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
50平方メートル (建物西側)
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
11.18立方メートル (建物内北側)
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時00分から午後10時00分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 (建物敷地西側)
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成24年4月13日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
大田市産業振興部産業企画課 (大田市大田町大田口1111)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年 4 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

雲南市加茂町加茂中45番1、51番3、51番5、52番4、52番5、53番4、55番4、73番1、73番2、74番1、75番、76番1、76番2、77番1、77番2、78番1、78番2、78番3、78番4、79番1、80番、81番、82番1、83番1、85番1、86番1、86番2、86番5、86番6、86番7、87番1、87番2、87番3、88番1、89番1、91番1、92番1、121番1、121番2、122番1、122番2、122番3、122番6、124番2、124番5、130番1、130番8、130番9、131番1、131番2、132番1、133番1、133番2、134番1、135番1、136番1、137番1、137番2、138番1、2217番

面積 21,480平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市古志原四丁目1番1号

島根県住宅供給公社

理事長 錦織 厚雄

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年 4 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

財務会計システムの運用支援等に関する業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課財務電算グループ 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年 4 月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 田上 正史

島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

25,137,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人野津孝義から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月24日

島根県監査委員	田 中 八洲男
同	石 原 真 一
同	法 正 良 一
同	山 川 博 司

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

射場かよ子 出雲市姫原1-8-2 パークタウンかだ8号

長谷川浩之 松江市天神町49番地

吉田朝香 雲南市大東町大東下分232-1

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成23年 4 月17日から平成25年 3 月31日まで

正 誤

平成21年 5 月22日付け島根県報号外第109号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤			正		
3	島根県告示第421号 の表中	後	A	207.00	後	A	187.00